

## 経済産業省

令和 2 年 3 月 6 日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会  
会長 清野 智 殿

経済産業省商務・サービス審議官 藤木 俊光

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の転売防止について

平素より、小売業関係施策に御協力いただき誠にありがとうございます。

また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、早急かつ多大なご協力をいただいております、ありがとうございます。

マスクや消毒薬などの需要の増加が継続していること、また、一部インターネット上でマスクの転売が散見されることから、その供給に支障が生ずることのないよう、貴協会におかれましては、傘下の会員企業に、以下の事項について周知いただくよう、よろしくお取りはからい願います。

- ① インターネットにおいて、マスクが高価格で取引されている事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけているとの指摘があります。このため、政府としては、今般、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）を適用し、マスクの転売行為を禁止することといたしました。

今後、速やかな施行に向け、政令の決定に向けた手続を進めることとしておりますので、留意願います。

- ② 今般、小売店において、インターネットにおいて高価格で購入したマスクを、同様の価格で店頭で販売するという事案が発生しております。貴業界団体におかれては、マスクや消毒薬などを巡り、こうした行為が傘下の企業・薬局等で行われることのないよう、周知をお願いします。

御協力方よろしくお願いたします。

以 上